生駒市市民投票条例施行規則

(趣旨)

第１条　この規則は、生駒市市民投票条例(平成26年6月生駒市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(実施請求書等)

第３条　条例第6条第1項に規定する実施請求書は、市民投票実施請求書(様式第1号)によるものとする。

２　条例第6条第1項の規定により市民投票実施請求書に記載する市民投票に付そうとする事項の趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。

３　条例第6条第1項に規定する代表者証明書は、市民投票実施請求代表者証明書(様式第2号)によるものとする。

４　条例第6条第1項の規定による申請は、市民投票実施請求代表者証明書交付申請書(様式第3号)により行うものとする。

(代表者証明書の交付申請等の却下)

第４条　市長は、条例第6条第1項の規定による請求又は申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その請求及び申請を却下するものとする。

(1)　条例第4条第5項の規定に該当するとき。

(2)　条例第6条第3項の規定による審査の結果、適合していると認められないとき。

(3)　代表者が当該請求又は申請の時点で、条例第3条に規定する投票資格者でないと認められるとき。

(署名簿及び署名等)

第５条　条例第7条第1項に規定する署名簿は、市民投票実施請求者署名簿(様式第4号)によるものとする。

２　条例第7条第1項の規定による署名等は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び市長が認める記号でし、かつ、判読しうるものとしなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、署名等は、視覚障がい者が点字(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字をいう。以下同じ。)で自書することによりすることができる。

４　投票資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときは、投票資格者(代表者及び次条の規定により代表者から委任を受けて署名等を求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)による当該請求者の氏名の記載は、条例第7条第1項の規定による署名とみなす。

５　氏名代筆者が請求者の氏名を署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

６　署名簿に署名等をした者は、代表者が条例第8条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、代表者を通じて、当該署名簿の署名等を取り消すことができる。

(令3規則28・一部改正)

(署名等の委任)

第６条　代表者は、投票資格者に委任して署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、市民投票実施請求書又はその写し

及び市民投票実施請求代表者証明書又はその写し並びに市民投票実施請求署名収集委任状(様式第5号)を添付した市民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。

(審査名簿の調製)

第７条　条例第9条第1項の規定により調製する審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記載するものとする。

２　前項の規定により審査名簿に記載する事項は、条例第9条第1項に規定する日現在の事項とする。

３　市長は、審査名簿の調製のために必要があると認めるときは、市民投票の投票権の有無その他必要な事項を調査することができる。

(審査名簿の訂正)

第８条　市長は、審査名簿に登録されている者の記載内容に誤りがあることを知ったときは、速やかにその記載の訂正をするものとする。

(審査名簿の抄本の閲覧等)

第９条　市長は、条例第9条第2項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

２　条例第9条第2項の規定による閲覧及び同条第3項の規定による異議の申出は、生駒市の休日を定める条例(平成元年4月生駒市条例第20号)第1条第1項に規定する市の休日においてもすることができる。

３　条例第9条第3項の規則で定める閲覧の期間は、第1項の規定により告示する閲覧の期間とする。

(署名等の審査)

第１０条　市長は、署名等の効力を決定する場合において、同一人に係る2以上の有効な署名等があるときは、その1を有効と決定しなければならな

い。

2　市長は、署名等の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

3　署名簿の署名等で次に掲げるものは、これを無効とする。

(1)　条例又はこの規則に規定する手続によらない署名等

(2)　何人であるか確認し難い署名等

4　市長は、条例第10条第2項に規定する縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示するものとする。

5　条例第10条第3項の規定により詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名等で市長がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

6　第9条第2項の規定は、条例第10条第2項の規定による縦覧及び同条第3項の規定による異議の申出について準用する。

(市民投票実施の請求等)

第１１条　条例第4条第1項に規定する請求は、代表者が条例第10条第5項の規定により市民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市民投票実施請求書に市民投票実施請求署名収集証明書(様式第6号)及び市民投票実施請求者署名簿を添えてしなければならない。

2　市長は、前項に規定する請求があった場合において、市民投票実施請求者署名簿の有効な署名等の総数が必要署名者数に達しないとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該請求を却下するものとする。

3　市長は、第1項に規定する請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、3日以内の期限を付けて当該請求を補正させるものとする。この場合において、代表者がその定められた期限までに補

正をしないときは、市長は、当該請求を却下するものとする。

４　市長は、第1項に規定する請求を受理したときは、速やかにその旨を代表者に通知するものとする。

(投票資格者名簿の調製)

第１２条　条例第15条第1項の規定により調製する投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日その他必要な事項を記載するものとする。

２　前項の規定により投票資格者名簿に記載する事項のうち、住所にあっては市長が定める日現在の住所とし、その他の事項にあっては条例第15条第1項に規定する日現在の事項とする。

３　第7条第3項の規定は、投票資格者名簿の調製について準用する。

(投票資格者名簿の表示、修正等)

第１３条　市長は、投票資格者名簿に登録されている者が死亡したことその他の理由により投票資格者でなくなったことを知ったときは、速やかに投票資格者名簿にその旨を表示するものとする。

２　市長は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、速やかにその記載の修正又は訂正をするものとする。

(投票資格者名簿の抄本の閲覧等)

第１４条　市長は、条例第15条第3項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

２　条例第15条第3項及び第4項に規定する規則で定める期間は、条例第12条第4項の規定による告示をした日の当日とする。

３　第9条第2項の規定は、条例第15条第3項の規定による閲覧及び同条第4

項の規定による異議の申出について準用する。

(投票区)

第１５条　条例第16条の規定による投票区の設置は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規定により選挙管理委員会が設ける投票区の区域に行うものとする。

(投票所)

第１６条　条例第16条の規定による投票所(期日前投票の投票所を除く。)の設置は、投票区ごとに市長の指定する場所に行うものとする。

２　条例第16条の規定による期日前投票の投票所の設置は、投票区ごとに市長の指定する場所に行うものとする。

(投票管理者及びその職務代理者)

第１７条　条例第17条に規定する投票管理者は、当該市民投票の投票資格者又は市の職員の中から市長が選任する。

２　市長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者(以下「職務代理者」という。)を、当該市民投票の投票資格者又は市の職員の中からあらかじめ選任しておくものとする。

３　市長は、投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに市の職員の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票立会人)

第１８条　条例第17条に規定する投票立会人は、当該市民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下(期日前投票にあっては、2人)を市長が選任する。

２　投票管理者は、投票立会人で参会する者が投票所又は期日前投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき、又はその後2人に達しなくなったときは、投票資格者又は市の職員の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

(投票用紙)

第１９条　条例第20条第1項に規定する投票は、投票用紙(様式第7号)により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、条例第21条第3項の規定による点字による投票(以下「点字投票」という。)は、点字用の投票用紙(様式第8号)により行うものとする。

(期日前投票)

第２０条　条例第21条第1項に規定する期日前投票は、市民投票の当日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、当該市民投票に係る条例第12条第3項の規定による告示の日の翌日から市民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所において行わなければならない。

(不在者投票)

第２１条　条例第21条第2項に規定する不在者投票は、前条に規定する投票人が、不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。

２　不在者投票管理者は、公職選挙法施行令第55条第2項、第3項及び第4項第2号の規定の例により置く。この場合において、同条第2項及び第4項

第2号中「保護施設の長」とあるのは、「保護施設の長であって、その承諾を得たもの」とする。

３　前2項の規定によるほか、不在者投票は、前条に規定する投票人のうち公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障害があるものに該当するものが、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により行わなければならない。

(点字投票)

第２２条　点字投票は、視覚障がい者が投票管理者に申し立てることにより行わなければならない。この場合において、投票管理者は、点字用の投票用紙を交付しなければならない。

２　点字投票を行う投票人は、点字用の投票用紙に、市民投票に付されている事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

(点字投票の無効投票)

第２３条　次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

(1)　点字用の投票用紙を用いないもの

(2)　賛成又は反対以外の事項を記載したもの

(3)　賛成又は反対を自書しないもの

(4)　賛成及び反対をともに記載したもの

(5)　賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの

(代理投票)

第２４条　条例第21条第4項の規定による代理投票は、心身の故障その他の事由により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に

申請することにより行わせなければならない。

(投票記載所の掲示)

第２５条　市長は、市民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に市民投票に付されている事項及びその趣旨を掲示するものとする。

２　市長は、条例第12条第3項の規定による告示の日の翌日から市民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所及び不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に市民投票に付されている事項及びその趣旨を掲示するものとする。

(開票管理者及び開票立会人)

第２６条　条例第23条に規定する開票管理者は、当該市民投票の投票資格者の中から市長が選任する。

２　条例第23条に規定する開票立会人は、当該市民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て3人を市長が選任する。

３　開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは市長において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは開票管理者において、投票資格者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

(投票の点検等)

第２７条　開票管理者は、開票立会人とともに、当該市民投票における各投票所及び期日前投票の投票所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。

２　開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(複数の市民投票の同時実施)

第２８条　複数の市民投票を同時に行う場合における投票及び開票の順序は、市長が定める。

２　複数の市民投票を同時に行う場合においては、第16条から第18条まで及び第26条に規定するものを除くほか、投票及び開票に関する規定は、各市民投票に通じて適用する。

(直接請求等の例による事項)

第２９条　条例、この規則及び次条の規定により市長が定めるもののほか、署名等に関しては、その性質に反しない限り、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する条例の制定及び改廃の直接請求の署名の例、審査名簿若しくは投票資格者名簿、投票又は開票に関しては、それぞれその性質に反しない限り、公職選挙法に規定する選挙人名簿、投票又は開票の例による。

(施行の細目)

第３０条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則(令和3年12月規則第28号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

生駒市長　　殿

請求代表者

住所

氏名

市民投票実施請求書

生駒市市民投票条例第４条第１項の規定により、次のとおり市民投票の実施を請求します。

１　請求事項

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について賛成又は反対を問う市民投票

２　請求の趣旨（１，０００字以内で記載すること。）

様式第２号（第３条関係）

年　　月　　日

市民投票実施請求代表者証明書

次の者は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について賛成又は反対を問う市民投票の実施請求代表者であることを証明します。

住所	氏名

生駒市長　　印

様式第３号（第３条関係）

年　　月　　日

生駒市長　　殿

市民投票実施請求代表者証明書交付申請書

市民投票実施請求代表者証明書交付申請者

住所	氏名	生年月日
		年　　月　　日

生駒市市民投票条例第６条第１項の規定により、市民投票実施請求書を添えて、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について賛成又は反対を問う市民投票の市民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

様式第４号（その１）（第５条関係）

（表紙）

年　　月　　日

市民投票実施請求者署名簿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について賛成又は反対を問う市民投票

様式第４号（その２）（第５条関係）

有効無効の印	番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	代筆をした場合（心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときのみ代筆を行うことができます。）			備考
						代筆者の住所	代筆者の生年月日	代筆者の氏名	
		年 月　日	生駒市	年 月　日		生駒市	年 月　日		
		年 月　日	生駒市	年 月　日		生駒市	年 月　日		
		年 月　日	生駒市	年 月　日		生駒市	年 月　日		
		年 月　日	生駒市	年 月　日		生駒市	年 月　日		
		年 月　日	生駒市	年 月　日		生駒市	年 月　日		

注　署名審査の終了後、生駒市市民投票条例第１０条第２項の規定により、この署名簿の縦覧を行います。

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

市民投票実施請求署名収集委任状

次の者に対し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について賛成又は反対を問う市民投票に関して、市民投票実施請求者署名簿に市民投票実施請求のための署名等を求めることを委任する。

受任者の氏名	
住　所	
生年月日	

市民投票実施請求代表者

氏　名

様式第６号（第１１条関係）

年　　月　　日

市民投票実施請求署名収集証明書

市民投票実施請求書に添えて提出する＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について賛成又は反対を問う市民投票実施請求署名簿には、生駒市市民投票条例第６条第４項の規定により、＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日付けで告示された投票資格者の総数の６分の１（＿＿＿＿＿＿＿＿）人の有効署名があることを証明します。

市民投票実施請求代表者

氏　名

様式第７号（第１９条関係）

表

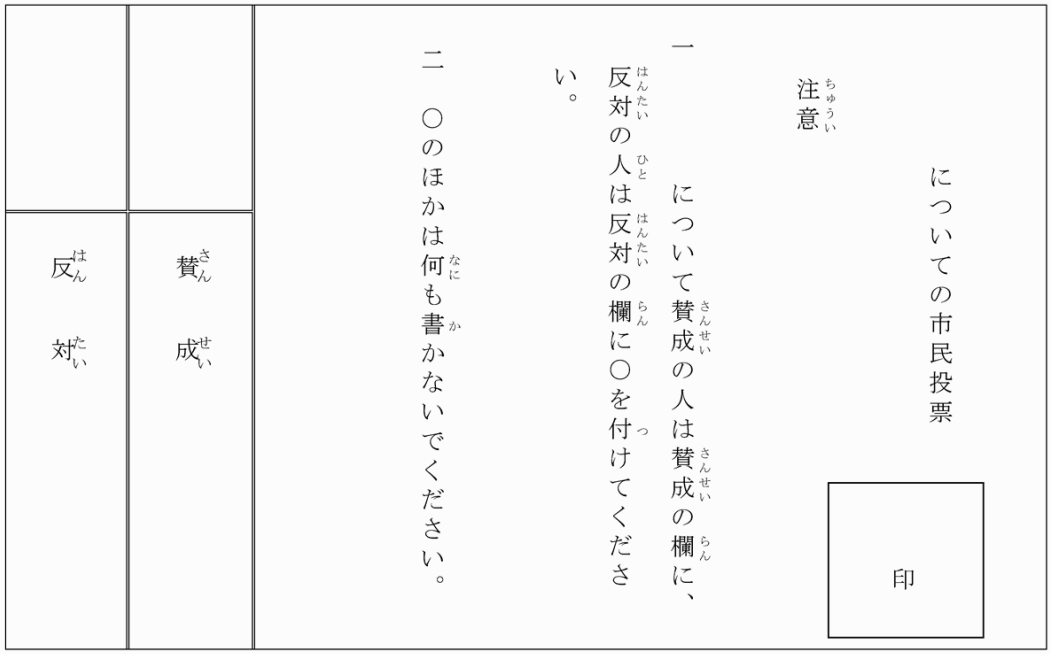

裏

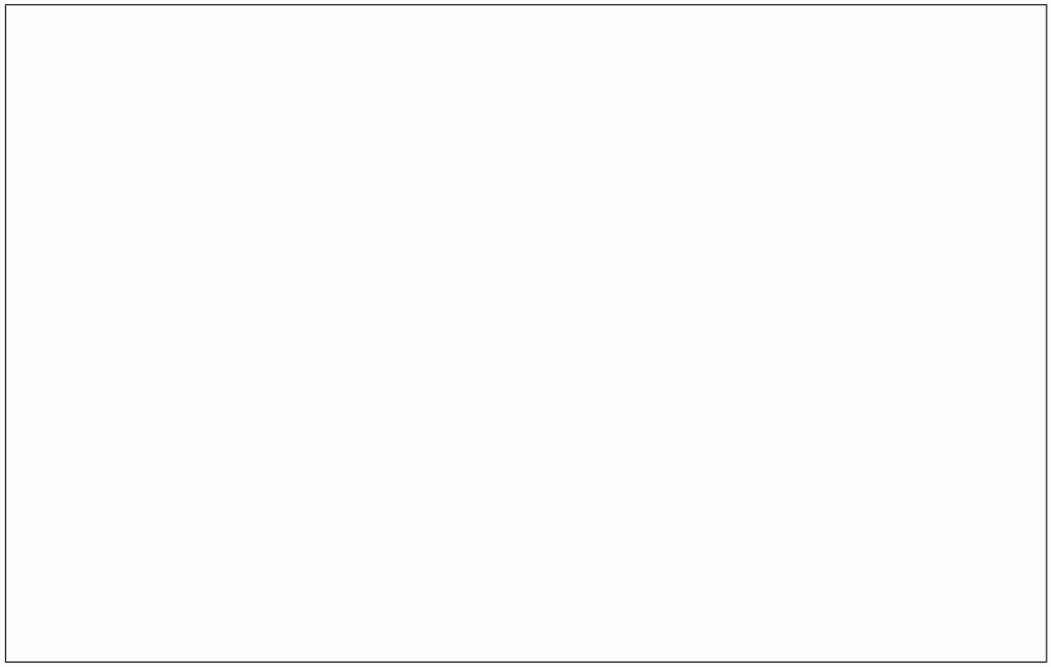

備考　投票用紙の色は白色とし、印刷の文字は黒色とする。

様式第８号（第１９条関係）

表

点字投票

についての市民投票

印

裏

備考

１　この表示は、投票用紙に印章を押し又は印刷しておく方法によってしなければならない。

２　投票用紙の色は白色とし、印刷の文字は黒色とする。

様式第１号(第3条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第２号(第3条関係)

様式第３号(第3条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第４号(その1)(第5条関係)

様式第４号(その2)(第5条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第５号(第6条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第６号(第11条関係)

(令3規則28・一部改正)

様式第７号(第19条関係)

様式第８号(第19条関係)